



平成29年2月28日

千歳市長 山口 幸太郎 様

千歳市公営企業経営審議会

会長 名 川



水道料金及び下水道使用料の改定について（答申）

平成28年11月21日付け千公経第1号により諮問のありました標記事項につきまして、千歳市公営企業経営審議会条例（平成7年9月22日条例第34号）第2条の規定に基づき、当審議会で慎重に審議した結果、次のとおり意見を取りまとめましたので、附帯意見を添えて答申いたします。

1 水道料金の改定について

はじめに

水道は、市民生活や社会活動を営む上で欠くことのできないライフラインであり、安心して安全な水道水が安定的に供給されることが求められる。

本市の水道は、環境省の「名水百選」に選ばれたナイベツ川湧水を主水源とし、低廉でおいしい水として市民の誇りとなっている。この財産を確実に次の世代に継承することが、市民と事業者の共通の責務である。

しかし、近年、市民の節水意識の定着、節水機器の普及、企業のコスト削減や環境負荷低減活動等に起因する水道使用水量の減少に伴い、水道料金収入が減少または横ばい傾向にあり、加えて、平成 27 年 4 月から開始した石狩東部広域水道企業団拡張事業からの受水費の増額などに伴い、収支バランスが悪化しており、水道事業経営は企業努力だけでは吸収しきれない厳しい状況にある。

一方、高度経済成長期に建設した水道施設は、今後、順次耐用年数を迎え更新期に入ることが明白であるため、これら老朽施設への対応が重要となっており、また、近年各地で大規模地震が多発していることから、水道管の耐震化などの災害対策を進めていくことも必要となっている。

これらのことから、将来にわたって安定的な給水を持続するためには多額の費用が必要となっているが、今後、水需要の増加が見込めない中でその対応が課題となっている。

本審議会では、市長から「水道料金の改定について」の諮問を受け、水道事業の現状、財政状況と今後の見通し、料金体系の問題点や将来のあるべき姿について慎重に調査、審議を行った。

その結果、水道事業が与える市民生活、経済活動への影響等を十分考慮したうえで、次のとおり意見を集約したので答申する。

(1) 料金改定の考え方

① 料金の引き上げについて

将来に向けて事業の持続性を確保し、今後も安定した給水を続けていくためには、料金の引き上げはやむを得ない。

② 段階的な引き上げについて

急激な負担増とならないよう、段階的な引き上げとすること。

③ 激変緩和策について

家計や事業活動に与える影響を考慮し、激変緩和の配慮は必要である。

しかし、水道事業は独立採算での運営が本来であるため、税金を原資とした負担軽減策の場合には、他の行政サービスの低下を招く恐れもあることから、例外的かつ一時的な措置とすること。

④ 料金の算定期間について

料金の算定期間については、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」では、料金の安定性、原価把握の妥当性及び事業者の経営責任の面などを考慮し 3

年から5年が妥当とされていることから、4年間は妥当である。

⑤ 資産維持費の算入について

更新や再構築を円滑に推進し、永続的な給水と世代間負担の公平性を確保するため、原価算定の中に資産維持費を算入すること。

しかし、今回については、改定率が高くなることから、短期的に激変緩和策を優先することはやむを得ない。

(2) 実施日及び平均改定率

① 料金改定の実施時期について

現在の経営状況から判断すると、早期の料金引き上げが必要であるが、市民への周知期間の確保や議会等での審議期間を考慮した場合、平成30年4月（5月検針分）からの実施は妥当である。

また、段階的な引き上げに伴う2回目の実施時期については、市民の負担感を考慮した場合、平成34年4月（5月検針分）からの実施は妥当である。

② 平均改定率について

今後の財政収支の見通しから判断すると、平成30年4月に17.5%、平成34年4月に15.0%の段階的な引き上げは妥当である。

なお、平成34年4月の引き上げ時においては、より一層の経費節減や収益確保等の企業努力を行い、可能な限り改定率の抑制に努めること。

(3) 料金体系

① 基本料金の口径別料金体系への変更について

メーター器など口径で異なる施設整備や維持管理に係る費用負担の客観的妥当性を確保するため、口径別料金へ見直すことが望ましい。その際、各口径で改定率に著しい格差が生じることがないように配慮すること。

② 基本水量の廃止について

節水型社会への対応として、基本水量を廃止し、節水努力の料金への反映と少量使用者間の負担の公平性を確保することが望ましい。その際、少量使用者が急激な負担増とならないよう配慮すること。

なお、将来に向けた課題として、水道を予備的に使用している大口径の使用者からも、基本料金で必要な費用を確実に回収できる仕組みについて検討すること。

③ 基本料金の設定について

基本料金における固定費などの回収率を高め、より経営を安定させる仕組みへと見直すことが望ましい。

ただし、生活水の低廉化や激変緩和に十分配慮したうえで、実施時期についても慎重に検討すること。

④ 従量料金の逦増制の廃止について

従量料金の公平性を重視するとともに、使用水量の変動で料金収入に影響を受けにくい仕組みとするため、逦増制を廃止することが望ましい。

(4) 附帯意見

① 市民への周知

水道料金の引き上げに対する市民の理解が正しく得られるよう、具体的でわかりやすい資料の作成や丁寧な説明を行うなど、きめ細かな対応に努めること。

② 水道料金見直しの定期的な検討

経営状況や社会経済情勢などを良く踏まえたうえで、料金見直しの必要性について定期的に検証すること。

③ 施設及び管路の計画的な更新と耐震化等災害対策の充実

施設及び管路については、水道料金への影響を考慮しながら、将来にわたって安定した給水が持続できるよう計画的な更新に努めること。

また、管路の耐震化を着実に進め、地震に強い水道づくりに努めるとともに、災害時においても、最低限必要な給水を確保するための仕組みづくりに努めること。

④ 経営情報等の積極的な開示

水道事業における取組や経営状況等の積極的な情報開示を行うほか、様々な機会を捉えて積極的に市民とコミュニケーションを図ることにより、水道事業に対する理解を深められるよう努めること。

⑤ サービス向上の取組

水道料金の引き上げは、市民に負担を求めることとなるため、市民の意識や要望を的確に把握したうえで、更なるサービスの向上に努めること。

⑥ 「千歳市水道ビジョン」に掲げる理想像の実現

安全でおいしい水道水を安定的に供給し続けるために、「千歳市水道ビジョン」に掲げる理想像の実現に向けた方策について、確実に実施すること。

2 下水道使用料の改定について

はじめに

下水道は、汚水の速やかな処理による生活環境の向上や河川など公共用水域の水質保全と、降雨時の雨水の速やかな排除による市街地浸水防除など、市民が快適な生活を送るうえで欠くことのできない重要な都市基盤の一つである。

本市では、少子高齢化が進展する中で人口は依然増加を続けているものの、施設の老朽化や地震等災害への備え、ライフスタイルの変化や節水型家電の普及などによる水需要の減少等、事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、平成12年度の公営企業法の適用を経て、水道事業との組織統合や一部業務の民間委託などにより職員数の削減を図り、さらには、過去に借り入れた高利率の企業債の繰上償還を進めるなど、経費の縮減に努めてきたことで、長年にわたり健全な経営を維持している。

さらに、近年では、有収水量の伸びが顕著であることから、使用料収入の増加による十分な保有資金の確保が図られており、下水汚泥処理方法の見直し、管渠の長寿命化や合流改善など、将来に向けた検討課題を抱えているものの、経営状況は良好に推移している。

本審議会では、市長から「下水道使用料の改定について」の諮問を受け、下水道事業の現状、財政状況と今後の見通し、使用料体系の問題点や将来のあるべき姿について慎重に調査、審議を行った。

その結果、下水道事業が与える市民生活、経済活動への影響等を十分考慮したうえで、次のとおり意見を集約したので答申する。

(1) 使用料改定の考え方

① 使用料の引き下げについて

これまでの経営効率化による成果と近年の有収水量の増加による経営状況を考慮した使用料の引き下げは、適正な原価の回収という観点からも妥当である。

② 使用料の算定について

下水道使用料の算定については、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）から示されている「下水道使用料算定の基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）に基づき3年から5年の期間における「総括原価方式」により行うことが考えられる。

【算定期間】

長期的な資産管理の手法であるアセットマネジメントについては、水道事業で実施済みであるものの、下水道事業では未実施であることから、施設更新費用の平準化が図られていない状況である。

そのことを考慮すると、既存の施設更新計画（平成41年度まで）を反映した5年を超える期間での使用料の算定は妥当である。

なお、使用料の算定期間が長期間となるため、算定期間の途中で使用料見直しの必要性について検証すること。

【算定方法】

現在、下水道協会では、平成26年度に行われた地方公営企業会計制度の見直しに伴う使用料算定への影響などを考慮し、「基本的考え方」の改訂を進めているが、その内容が示されていない状況である。

こうした中で、今後も確実な資金の保有による経営の健全性を維持するためには、「資金収支積み上げ方式」での算定は妥当である。

なお、この算定方法が妥当なものであり、算定した使用料についても適正な水準であることを積極的に説明すること。

③ 資産維持費の算入について

将来、施設全体で老朽化が進行し、管渠の更新も必要となる時期が必ず訪れるため、更新や再構築を円滑に推進し、永続的な事業運営を確保するとともに、世代間負担の公平性の観点からも、使用料の見直しを検討する際には、原価算定の中に資産維持費を算入すること。

（２）実施日及び平均改定率

① 使用料改定の実施時期について

下水道使用料の算定については、本来、アセットマネジメントによる長期的な施設更新計画を策定したうえで実施することが望ましいが、現在実施を検討している水道料金の改定では、現行料金から30%を超える引き上げが想定され、また、消費税率の更なる引き上げも予定されているため、市民負担軽減の観点から、アセットマネジメントの実施を待たずに水道料金の引き上げに合わせた早期での使用料の引き下げは妥当である。

② 平均改定率について

中長期的に健全な事業運営の持続性が確保されることを大前提とし、将来を見据えた保有資金を確保しつつ、世代間負担の公平性や市民負担の軽減などを考慮した場合、15%の引き下げは妥当である。

（３）使用料体系

① 基本水量の廃止について

節水型社会への対応として、基本水量を廃止し、節水努力の使用料への反映と少量使用者間の負担の公平性を確保することが望ましい。その際、少量使用者とその他の使用者間での負担のバランスに配慮すること。

② 逦増制の維持について

下水道には水道のようなメーター口径の概念がないことから、環境負荷が大きい多量使用者と小さい少量使用者の負担の格差を汚水の排出量に求めることは妥当であるため、逦増制を維持することが望ましい。

（４）附帯意見

① 市民への周知

使用料の引き下げを行う理由が市民に正しく理解されるよう、具体的でわかりや

すい資料の作成や丁寧な説明に努めること。

② 管渠健全度調査の継続的な実施

下水道の機能を持続的に確保するとともに、維持管理や更新に係るコストを抑制する観点から、管渠の健全度について、定期的な調査と確実な維持修繕に努めること。

③ 経営情報等の積極的な開示

下水道事業における取組や経営状況等の積極的な情報開示を行うほか、様々な機会を捉えて積極的に市民とコミュニケーションを図ることにより、下水道事業に対する理解を深められるよう努めること。

【添付資料】

資料1 諮問書

資料2 委員名簿

資料3 審議経過

資料4 審議会条例